

さ情審査答申第107号  
平成26年 6月23日

さいたま市教育委員会  
委員長 大谷 幸 男 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成25年8月9日付けで貴委員会から受けた、「①岩槻中学校の児童生徒事故報告書保存期間分（10年間）②さいたま市内の小・中学校のいじめ、不登校、暴力行為、事故件数」の開示請求に係る一部開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、「①岩槻中学校の児童生徒事故報告書保存期間分（10年間）」（以下「本件対象行政情報」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成25年4月11日付け教学指2第101号によりさいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報の開示を求めるものである

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 中学校名を明らかにしないのは、学校側の隠蔽体質の表れと学校の事なかれ主義にあたる。
- (2) 中学校名を明らかにする事により、地域・学校側が「いじめ」「不登校」「暴力」に対する問題意識ができ、また、法律による公平で民主的な行

政の推進となる。

- (3) 岩槻区の全校の報告書は一部公開できる事は、事故が何件発生している事を認識できる。
- (4) 10年間の事故発生を考えると、何時の時点の事故か不明なので個人の識別困難と考える。
- (5) 新聞情報等で直接聴取等を行えば開示情報となり、非開示にする事が余計に混乱を起こす。
- (6) 確実に個人識別、権利利益を害するおそれがある情報を公開する情報も有る一方、この報告書を非公開とする事は、行政名を出したくないだけの行政エゴであり、市の不公平な情報公開の運用であり条例第7条第2号に該当しない、又、教育行政の都合と過剰な情報操作である。
- (7) 本件処分の前に教育委員会から入手した情報公開資料には、特定の個人が識別される情報の記載は、一切開示されて無く、児童生徒事故報告書と照合できる内容の情報は一切開示が無い。教育委員会に報告されるいじめ・不登校生・暴力行為の文書は、一切開示されていないか、公文書として不存在と考える。それらの事を考えると、他の情報と照合すると特定の個人が識別される恐れは、無いと考えられる。
- (8) 当該請求者は、10年間の児童・生徒の事故報告書の請求であり、既に、2010年4月から2012年12月分の事故報告書のコピーを持っている理由から、条例第10条に該当させる事は、情報公開及び憲法の「国民主権」に著しく反する行為であり、教育委員会の権力の横暴としか考えられない。
- (9) 教育委員会の2010年4月から2012年12月分の事故報告書の開示部分は、事故の種別、負傷・損害の程度の一部開示の2項目であり、後は、全て黒塗りである。これだけの開示と10年間の報告書の開示をした事で、当事者及び相手方の特定するに至らないと考える。また、他人に知られたく無いのなら、報告書の項目の1～8まで全ての項目名も含めて黒塗りでの開示はできると考える。
- (10) 中学生という成長過程にある者の被害・損害と言うが、情報公開に於いて特定の識別が出来ない状況での報告書の資料では、被害・損害を与える事は出来ないと考える。また、中学生だから個人が識別されるおそれがあるとの主張を繰り返して言うが、条例には、年齢による公開の制限は無いと認識する。
- (11) 請求人が2度、開示請求を行っているから開示出来ないとの教育委員会の回答は、教育委員会の情報公開に対する姿勢が如実に現れている。この、「2度請求した」という甚だ請求人をさげすんだ回答に怒りから呆

れる状況である。これでは、請求人が2度以上請求する場合は、別な請求者を立てて開示請求しないと開示出来ないと受け取れる。そして、教育委員会は、条例の第10条により鼻っから開示する考えは無いと受け取れる。教育委員会は、憲法の「国民主権」と条例の第1条（目的）を少しでも理解してほしい。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

#### 1 児童生徒事故報告書について

児童生徒事故報告書は、児童生徒の暴力行為や問題行動等が発生した場合、各学校長が作成して教育委員会に報告するものであり、一般に個人名、学校名、事故に対する学校の対応等が記載され、個人情報や事務事業執行情報等の不開示情報が多く含まれる文書である。心身の未成熟な子どもにとって、事故の行動等が公になることは精神的影響が大きく、児童生徒の健全な育成に支障をきたすおそれがあると認められることから、開示に当たっては個人が識別されないように特に配慮している。

#### 2 本件処分について

本件開示請求の前に、平成25年2月6日付で審査請求人から開示請求があり、岩槻区内中学校の児童生徒事故報告書のうち、2010年4月から2012年12月の間の負傷・疾病に関するものを17通、学校名等を不開示として開示している。開示終了後、審査請求人は、指導2課が提示した資料122ページ分をコピーした。さらに、審査請求人は、3月27日付で本件開示請求に係る2度目の行政情報開示請求を行い、岩槻中学校を特定し、10年間分の事故報告書の開示を請求した。

学校名を開示すると、同じ学校の児童生徒、保護者等には、他の情報と照合することにより当該事故報告書に係る事故の当事者等が識別されるおそれがあり、事故の当事者等が識別されると当該個人の権利利益を害されるおそれがあること、及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、当該個人が精神的苦痛を受けるおそれがあるから、1度目の開示請求で不開示情報としたものである。そのため、本件開示請求において、岩槻中学校の事故報告書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるため、条例第10条に該当するとして存否応答を拒否したものである。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、審査請求人から平成25年3月27日付けで開示請求を受けた「岩槻中学校の児童生徒事故報告書保存期間分（10年間）」である。実施機関は、審査請求人からの「①岩槻中学校の児童生徒事故報告書保存期間分（10年間）、②さいたま市内の小・中学校のいじめ、不登校、暴力行為、事故件数」という本件開示請求に対し、「②さいたま市内の小・中学校のいじめ、不登校、暴力行為、事故件数」は文書が存在しない部分を除いて開示したが、「①岩槻中学校の児童生徒事故報告書保存期間分（10年間）」は条例第10条に該当するとして本件処分を行ったところ、これを不服として、審査請求人は、本件対象行政情報の開示を求め、本件審査請求を行ったものである。

## 2 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

同条は、実施機関が開示請求のあった行政情報について、当該行政情報の存否を明らかにするだけで条例7条第1号から第7号に規定された不開示情報の保護利益が害されるときには、当該行政情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

実施機関は、本件処分において、岩槻中学校という学校名を特定して児童生徒事故報告書の存否を答えることにより、特定の個人を識別することができるようになり、個人の権利利益を害するおそれがあるとして、条例第7条第2号に規定された個人情報保護を目的で条例第10条の存否応答拒否をしたことから、児童生徒事故報告書に記載された学校名が条例第7条第2号に該当するかについて検討する。

## 3 条例第7条第2号の該当性について

- (1) 条例第7条第2号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

同号は、個人のプライバシーの権利保護を図るものであり、個人のプライバシーを最大限に尊重するため、特定の個人を識別することができる情報を原則不開示としている。また、特定の個人を識別する記載はなくても、開示することにより、本人の財産権等の正当な権利利益が害さ

れるおそれのあるものや、個人の人格と密接に関連しており、開示されると本人が精神的苦痛を受けるおそれがあるものについても原則不開示とするものである。

また、同号に定める「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報に氏名、生年月日等の記載がなくても、他の情報と組み合わせることにより、間接的に特定の個人が識別され得るものをいう。

- (2) ところで、事故の発生した学校名だけを開示したとしても特定の個人を識別することはできないことから、他の情報との照合による個人識別性を検討することになる。

一般的には、事故の発生した学校の関係者以外の者にあつては、学校名を知ったとしても、特別な調査を行わない限り、特定の個人を識別し得る可能性は極めて低い。

しかし、当該事故の発生した学校の児童、生徒、保護者、その他学校関係者（以下「学校関係者」という。）にあつては、当該事故の概要を認知している可能性は高く、学校名を開示することによって、学校関係者にあつては、他の情報と照合することにより特定の個人を識別し得る可能性は高いと認められる。

また、負傷・疾病、暴力行為、いじめなどの当事者となった事故関係者（以下「事故関係者」という。）にとっては、学校名が他の情報と照合された結果、特定の個人を識別されることになれば、深刻なプライバシー侵害が発生するおそれは極めて高い。

従って、個人の権利利益、特にプライバシーを最大限尊重するという条例の趣旨に照らせば、学校関係者との関係において事故関係者のおかれている状況を考慮しなければならないのであり、事故の発生した学校名は「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるもの」として条例第7条第2号に該当すると解される。

#### 4 条例第10条該当性について

上記で検討したとおり、児童生徒事故報告書に記載された事故の発生した学校名は、条例第7条第2号に該当する不開示情報であることから、本件対象行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなると認められる。

#### 5 審査請求人の主張について

審査請求人は平成25年2月6日付け開示請求により岩槻区内中学校の児童生徒事故報告書を実施機関から入手しており、「2010年4月から2012年12月分の事故報告書の開示部分は、事故の種別、負傷・損害の

程度の一部開示の2項目であり、後は、全て黒塗りである。これだけの開示と10年間の報告書の開示をした事で、当事者及び相手方の特定するに至らないと考える」と主張しているが、上述のように、学校名を開示することにより、当該学校の学校関係者にとっては、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる可能性があるので、審査請求人の主張は採用することはできない。

審査請求人のその余の主張については、本件処分の当否に直接関係するものではなく、また、上記当審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

6 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求に理由がないので、前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成25年 8月 9日	諮問の受理（諮問第305号）
②	同 年 9月 9日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 9月30日	審査請求人から意見書を受理
④	同 年 10月17日	審議
⑤	同 年 12月19日	審議
⑥	平成26年 3月27日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑦	同 年 6月12日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者 平成25年10月21日退任
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者 平成25年10月22日就任

(五十音順)